

八雲町 {水道 簡易水道} 事業経営戦略

団 体 名 : 八雲町

事 業 名 : 熊石簡易水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 4 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 30 年 12 月 20 日	計画給水人口	2,510 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	適用(令和6年度より)	現在給水人口	1,844 人
		有収水量密度	0.63 千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	2	管路延長 43.49 千m
	配水池設置数	5	
施設能力	2,440 m ³ /日	施設利用率	62.5 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	料金体系は、旧八雲町と旧熊石町の合併に伴い、上水道事業と簡易水道事業で統一され、口径別に設定されています。		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 26 年 4 月 1 日		

<料金表>

消費税抜き

メータ口径	基本水量(m ³) 1か月につき	基本料金(円) 1か月につき	超過料金(円) 1m ³ につき
13mm 以下	6	1,200	150
20mm	15	2,500	140
25mm	15	2,900	140
30mm	30	5,700	140
40mm	50	7,800	140
50mm 以上	50	8,400	130

④ 組織

簡易水道事業の職員数の推移を図1に示します。近年の職員は2人のみであり、簡易水道事業以外にも下水道事業や道路整備事業等にも従事していることから、業務量に対して職員数が常時不足している状況と言えます。

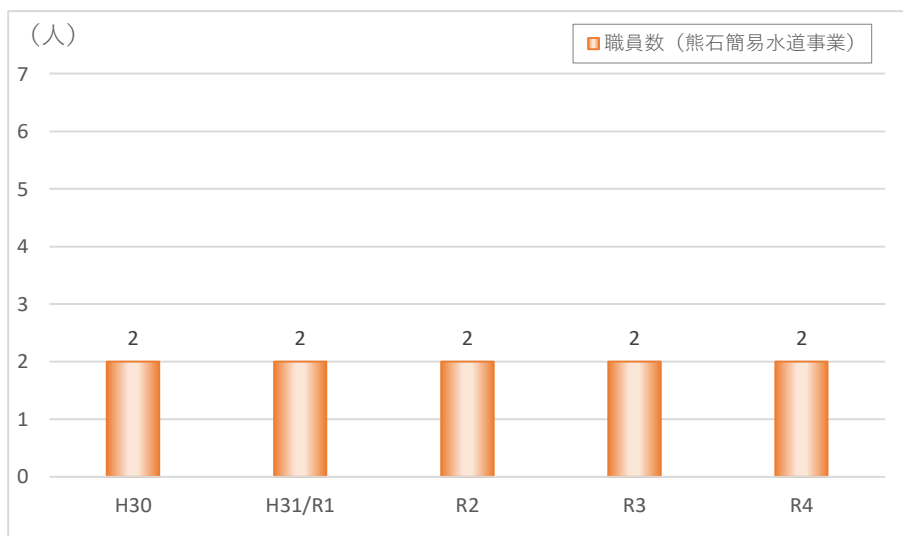


図1 職員数の推移

(2) これまでの主な経営健全化の取組

浄水場管理業務の民間委託や、臨時職員を雇用し行っていた水道メータ検針業務の委託化など一部業務の委託化を進めてきたほか、料金収納の口座振替推進による経費の削減などを行ってきました。

また、配水管布設、施設整備等の各種建設改良工事においては、複数箇所を一つの工事として発注することや、下水道工事や道路改良工事との同時施工、メータ交換の発注手法の変更による建設改良費の削減などを実施してきました。

その他にも、広域化の検討として「北海道水道広域化推進プラン(令和5年3月、北海道)」の策定の際に、水道事業者等からなる「北海道水道広域化推進プラン策定に向けた地区別検討会議」へ参加している状況です。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※経営比較分析表を参照

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

八雲町全体の行政区域内人口は、第2期八雲町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略(令和2年3月)の中で示される目標値のベースとなった推計値を採用します。行政区域内人口は減少傾向であり、計画期間最終年である令和15年度においては11,472人まで減少する見込みです。

簡易水道事業の給水普及率はすでに高い状況にあり、未普及世帯は町内各所に点在するため、今後管路整備等で大きく普及率を上昇させることが難しいと考えられます。そのため、給水人口は行政区域内人口と同様に減少する見通しとなります。

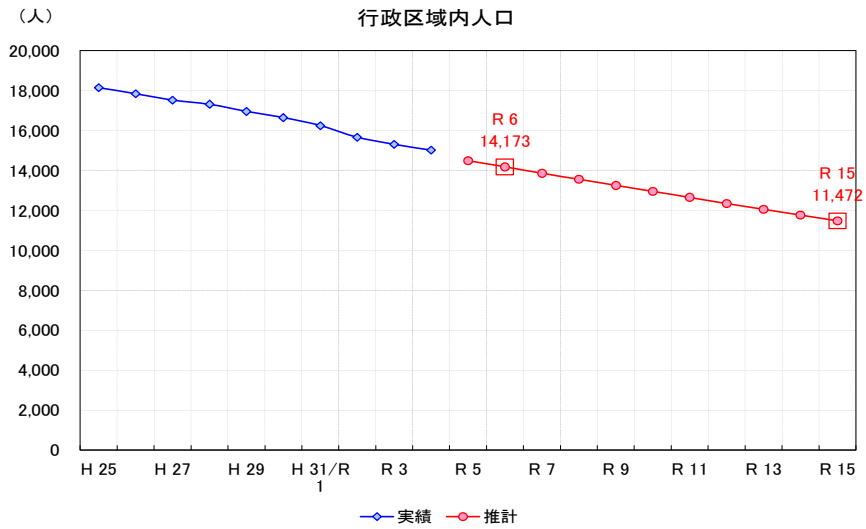


図2 行政区域内人口の推移

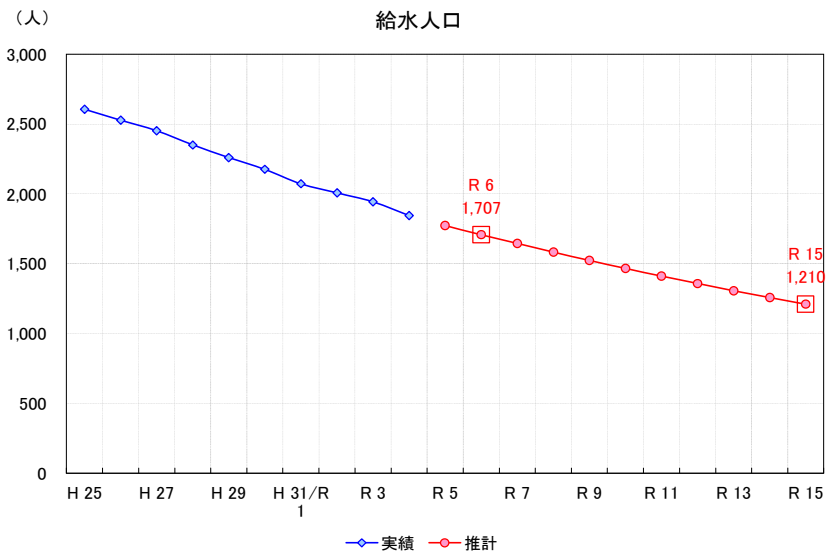


図3 給水人口の推移

(2) 水需要の予測

有収水量については、用途別に見た場合に、病院の建設等による影響を受けて増加する水量もありますが、有収水量全体としては、給水人口の減少に伴って減少する見通しとなります。
 有収率・有効率実績が近年減少傾向にあり、今後は管路更新・修繕等を計画的に実施することで、それらの改善を目指していきます。有収率・有効率が改善することを見込んだ場合にも給水量は減少傾向となり、計画期間内においても大幅に減少してしまう見通しとなります。

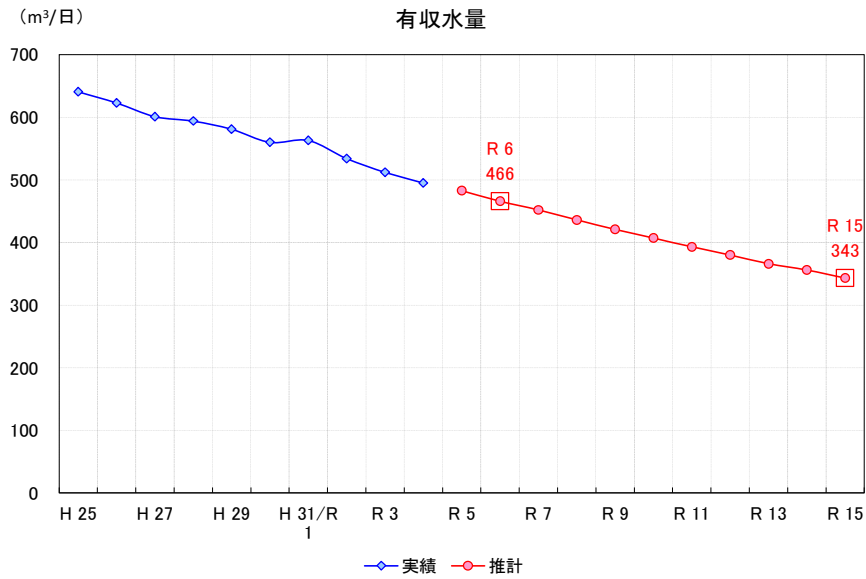


図4 有収水量の推移

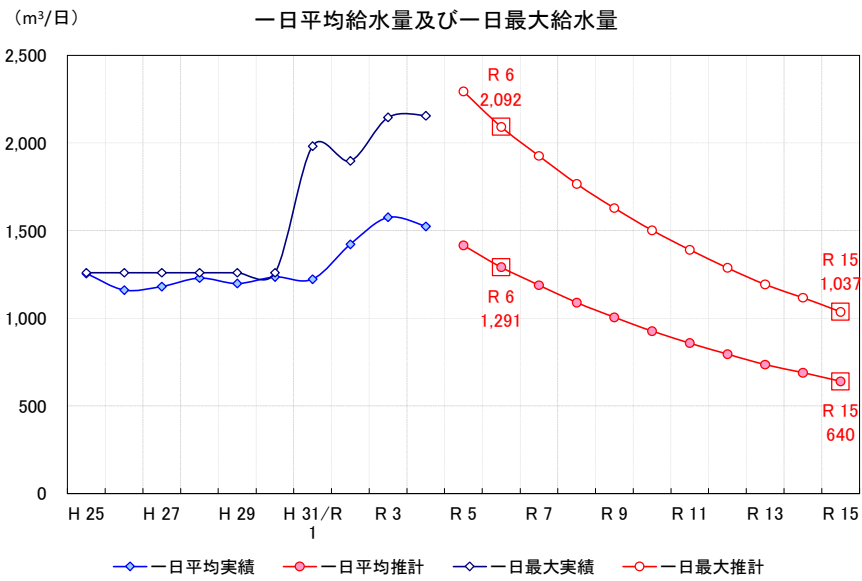


図5 給水量の推移

(3) 料金収入の見通し

有収水量の減少に伴って料金収入は減少してまいります。水道事業は独立採算が原則であることから、料金収入により事業を運営するためには、料金改定の実施等で収益を確保していく必要があります。

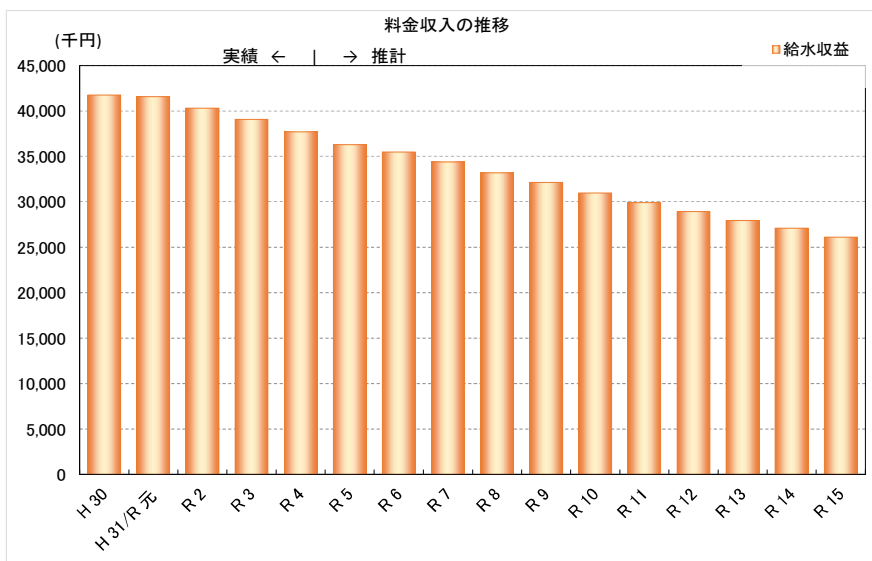


図6 料金収入の推移

(4) 組織の見通し

熊石簡易水道事業の職員数は、令和4年度時点で常勤職員が2名の体制で運営しています。今後も同様の組織体制となる見通しですが、職員は水道以外の業務との兼務を行っているため、運営体制の見直しを行うことが望ましいです。

3. 経営の基本方針

経営戦略の基本方針、基本目標については、現行の水道ビジョンの基本理念、基本目標とします。

(経営理念)

良質な水をいつでもいつまでも安定供給

(基本目標)

安全：いつでも良質な水を供給する水道	
目標設定	説明
水源汚染リスクの監視・管理の強化	「水安全計画」を策定し、取水から給水までの全ての過程において、安全な水を脅かす要因を抽出し、これに対して、適切に対応可能とする。
適切な水質検査の実施	水質検査の項目・精度・検査回数等について確認し、今後も適切な水質検査を実施する。
安全に関する情報公開	水質検査結果や水安全計画など、安全に関する情報を広報やホームページで公表する。
水道未利用者への水道利用の啓発	飲用井戸等小規模自家用水道設置者に、安全・安心な八雲町の水道をアピールし、水道利用の啓発に努める。
強靱：どんなときでも確実に水を供給する水道	
目標設定	説明
耐震化計画策定の検討	今後、水道施設・管路の耐震診断、耐震補強について、どのように進めてくかを検討し、「耐震化計画」として取りまとめる。
水道施設の耐震性能の把握	水道施設の耐震診断を実施し、有する耐震性能を明らかにする。
施設・管路の耐震化	水道施設・管路について計画的に耐震化する。
応急給水体制及び応急活動体制の構築	被災した場合の応急給水や応急活動を円滑に実施するための体制を構築する。
災害時指揮命令系統の理解度向上	防災訓練の実施等を行うことにより、災害時指揮命令系統の理解度向上を図る。
災害時の資機材調達体制の構築	災害時の通信手段、燃料・復旧用資機材・浄水薬品等の備蓄・確保について検討を行うほか、これらの資機材の調達体制を構築する。
耐震化事業及び応急給水に関する町民理解度向上	各種メディアの活用や地域住民との共同防災訓練を行うことにより、耐震化事業や応急給水に関する町民理解度を向上する。
持続：いつまでも安定して水を供給する水道	
目標設定	説明
水道施設の再構築	経年化が進んだ施設は、水需要の減少を考慮した適切な規模に改築・更新を行う必要がある。また、安定取水のため予備水源の確保も検討した上で、これらを考慮した施設整備計画を策定し、水道施設の再構築を進める。
健全な経営の維持	アセットマネジメントの観点から、中長期的な経営状況を予測した上で、健全な経営を維持するための方策（水道施設更新事業の在り方、資金調達方法、水道料金の最適化等）について検討する。
職員の技術力・組織力の強化	水道事業を適正に運営していくために、職員の技術力の強化や適切な組織体制の構築を行う。
広域化への取組の検討	事業運営の効率化を図るため、近隣水道事業者との広域化の取組について検討する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	漏水対策の実施により有効率、有収率の改善(R15有効率目標値:54.8%)を図ります。
-----	---

経営戦略の計画期間(10年間)において、総事業費54,821千円を見込んでいます。

浄水及び取水施設改修事業

期間 :R6~R7

事業費:26,071千円

量水器更新工事

期間 :R6~R15

事業費:28,750千円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・企業会計移行に伴い、料金回収率100%を目指します。 ・基準外繰入は可能な限り縮減します。
-----	---

(1) 給水収益	給水収益=供給単価×有収水量 供給単価は令和4年度実績値一定を基本ケースとし、純利益や補てん財源残高がマイナスとなる場合に料金改定率を考慮します。 令和5年度については、予算値とします。
(2) 企業債	令和15年度までは既往の計画通りとします。
(3) 国(都道府県)補助金	熊石簡水は補助金対象ではありませんが、既往の計画の中での想定は無しとします。
(4) 他会計出資金	一般会計からの繰入を想定し、総務省の通知に基づいて設定します。 3条繰入金は当年度支払利息、4条繰入金は当年度元金償還に対して55%で設定します。
(5) 他会計補助金	一般会計からの繰入を想定し、総務省の通知に基づかない金額(基準外繰入)とします。 令和5,6年度は予算額を計上し、令和7年度以降はシナリオごとに設定します。
(6) 工事補償金	近年の実績がないため考慮しません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 人件費	令和6年度予算額を基本に物価上昇率0.5%/年を見込みます。 令和5年度については決算見込、令和6年度については予算額の値とします。
(2) 動力費	動力費単価(円/m ³)×年間給水量 動力費単価は平成30～令和4年度までの実績平均に物価上昇率0.5%/年。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(3) 薬品費	薬品費単価(円/m ³)×年間給水量 薬品費単価は平成30～令和4年度までの実績平均に物価上昇率0.5%/年。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(4) 修繕費	修繕費は平成30～令和4年度までの実績平均に物価上昇率0.5%/年を見込みます。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(5) 材料費	令和4年度実績と平成30～令和4年度までの5年間の実績平均値を比較して高額となる方を一定値で設定します。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(6) 委託費	令和4年度実績と平成30～令和4年度までの5年間の実績平均値を比較して高額となる方を一定値で設定します。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(7) 受託工事費	近年の実績なしのため考慮しません。
(8) 減価償却費	既存資産と新規取得資産の減価償却費を計上します。固定資産台帳より既往分を算定します。
(9) 資産減耗費	主に固定資産除却費で、当年度工事により変化するものであるため、令和6年度より企業会計移行する熊石簡水については、実績がないため0円で設定します。
(10) その他営業費用	令和4年度実績と平成30～令和4年度までの5年間の実績平均値を比較して高額となる方を一定値で設定します。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(11) 支払利息	既発行分と新規発行分の企業債利息を計上します。
(12) その他営業外費用	令和4年度実績と平成30～令和4年度までの5年間の実績平均値を比較して高額となる方を一定値で設定します。 令和5年度については、決算見込の値とします。
(13) 特別損失	近年の実績なしのため考慮しません。
(14) 元金償還金	既発行分と新規発行分の企業債償還予定額を計上します。
(15) その他資本的支出	近年の実績なしのため考慮しません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	近隣事業者との連携を図り、広域連携の可能性やメリットを検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	浄水場の運転管理の第三者委託を実施し、職員の業務量の低減を図ります。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	ダウンサイジングを考慮したアセットマネジメントを検討し、更新費用の削減に取り組みます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来的に小規模施設を廃止し、維持管理の負担を軽減します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設更新に合わせてポンプ容量等を見直し、更新に係る費用を抑制します。
その他の取組	特になし。

② 財源についての検討状況等

料 金	収支の状況、また、財政シミュレーションにより、供給単価や給水原価等の適切な把握に努め、安定経営に向け、令和7年度に10%の料金改定を実施する見込みです。
企 業 債	建設改良費に応じて借り入れるものとします。
繰 入 金	安定経営に向け、必要に応じて一般会計より繰入れます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理(モニタリング) 毎年度決算確定後に本経営戦略の目標達成状況を評価するとともに、策定時点の財政収支見通しと各年度の決算値を比較して評価します。 ・見直し(ローリング) 社会情勢の変化を踏まえ、5年に1回のペースで経営戦略を見直し、改定します。 見直し、改定にあたっては、計画と実績値の乖離とその原因を分析し、その時点の関連計画を踏まえた投資・財政計画の策定と料金水準の見直し等について検討します。
-------------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:円, %)

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分					
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	32,060,321	30,972,094	30,050,864	28,962,409
	(1) 料金収入	31,816,393	30,728,166	29,806,936	28,718,481
	(2) 受託工事収益 (B)				
	(3) その他の	243,928	243,928	243,928	243,928
	2. 営業外収益	19,269,220	18,429,963	18,189,135	17,744,912
	(1) 補助金	798,315	733,126	673,712	627,105
	他会計補助金	798,315	733,126	673,712	627,105
	その他補助金	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	17,703,374	16,929,306	16,747,892	16,350,276
	(3) その他の	767,531	767,531	767,531	767,531
	収入計 (C)	51,329,541	49,402,057	48,239,999	46,707,321
	1. 営業費用	77,435,906	75,198,953	74,583,090	73,387,625
	(1) 職員給与	9,142,540	9,188,252	9,234,194	9,280,365
	基本給				
	退職給付				
その他の	9,142,540	9,188,252	9,234,194	9,280,365	
(2) 経費	20,568,871	20,359,462	20,180,883	20,000,633	
動力費	3,052,641	2,847,305	2,670,771	2,492,512	
修繕費	2,014,075	2,024,145	2,034,266	2,044,437	
材料費	0	0	0	0	
薬品費	197,319	183,176	171,010	158,848	
その他の	15,304,836	15,304,836	15,304,836	15,304,836	
(3) 減価償却費	47,724,496	45,651,238	45,168,014	44,106,627	
2. 営業外費用	4,128,182	4,009,656	3,901,631	3,816,891	
(1) 支払利息	1,451,482	1,332,956	1,224,931	1,140,191	
(2) その他の	2,676,700	2,676,700	2,676,700	2,676,700	
支出計 (D)	81,564,088	79,208,609	78,484,721	77,204,516	
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 30,234,547	△ 29,806,552	△ 30,244,722	△ 30,497,195	
特別利益 (F)	0	0	0	0	
特別損失 (G)	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 30,234,547	△ 29,806,552	△ 30,244,722	△ 30,497,195	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 203,371,654	△ 233,178,205	△ 263,422,928	△ 293,920,123	
流動資産 (J)	0	0	0	0	
うち未収金					
流動負債 (K)	30,739,986	23,080,154	19,963,170	19,655,706	
うち建設改良費分	15,369,993	11,540,077	9,981,585	9,827,853	
うち一時借入金					
うち未払金	15,369,993	11,540,077	9,981,585	9,827,853	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 634	△ 753	△ 877	△ 1,015	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)					
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	32,060,321	30,972,094	30,050,864	28,962,409	
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)					
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)					

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)							
資本的 収入	1. 企業債	1,700,000	1,000,000	3,400,000	3,700,000	15,000,000	0	0	0	0
	うち資本費平準化債									
	2. 他会計出資金	27,631,915	36,890,953	46,292,000	20,550,000	18,544,024	18,989,730	18,323,406	17,422,509	12,643,926
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	18,047,383	18,412,052	17,866,877	17,129,780	13,220,030
	4. 他会計負担金									
	5. 他会計借入金									
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金									
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	29,331,915	37,890,953	49,692,000	24,250,000	51,591,407	37,401,782	36,190,283	34,552,289	25,863,956	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
純計 (A)-(B) (C)	29,331,915	37,890,953	49,692,000	24,250,000	51,591,407	37,401,782	36,190,283	34,552,289	25,863,956	
資本的 支出	1. 建設改良費	15,305,915	17,291,151	19,206,000	13,946,000	17,875,000	2,875,000	2,875,000	2,875,000	2,875,000
	うち職員給与費	0	0	0	1,243,000	1,593,190	256,247	256,247	256,247	256,247
	2. 企業債償還金	27,213,140	30,918,180	32,601,000	32,883,000	33,716,407	34,526,782	33,315,283	31,677,289	22,988,956
	3. 他会計長期借入返還金									
	4. 他会計への支出金									
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	42,519,055	48,209,331	51,807,000	46,829,000	51,591,407	37,401,782	36,190,283	34,552,289	25,863,956	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	13,187,140	10,318,378	2,115,000	22,579,000	0	0	0	0	0	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	10,817,000	52,510,866	93,625,870	133,315,230	170,079,506	203,523,987
	2. 利益剰余金処分額	0	0	1,746,000	7,283,550	△ 30,041,796	△ 67,861,144	△ 105,078,499	△ 140,318,991	△ 173,137,106
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	0	0	1,746,000	18,100,550	22,469,070	25,764,726	28,236,731	29,760,515	30,386,881	
補填財源不足額 (E)-(F)	13,187,140	10,318,378	369,000	4,478,450	△ 22,469,070	△ 25,764,726	△ 28,236,731	△ 29,760,515	△ 30,386,881	
他会計借入金残高(G)										
企業債残高(H)	412,085,604	382,167,424	352,966,424	323,783,424	305,067,017	270,540,235	237,224,952	205,547,663	182,558,707	

○他会計繰入金

区 分		年 度		本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)							
収益的 収支分		0	0	0	37,337,000	1,066,016	1,132,751	1,036,758	955,226	874,440
	うち基準内繰入金	0	0	0	37,337,000	1,066,016	1,132,751	1,036,758	955,226	874,440
	うち基準外繰入金									
資本的 収支分		27,631,915	36,890,953	46,292,000	20,550,000	36,591,407	37,401,782	36,190,283	34,552,289	25,863,956
	うち基準内繰入金	27,631,915	36,890,953	46,292,000	20,550,000	18,544,024	18,989,730	18,323,406	17,422,509	12,643,926
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	18,047,383	18,412,052	17,866,877	17,129,780	13,220,030
合 計		27,631,915	36,890,953	46,292,000	57,887,000	37,657,423	38,534,533	37,227,041	35,507,515	26,738,396

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:円)

区 分		年 度			
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0
	うち資本費平準化債				
	2. 他 会 計 出 資 金	8,453,496	6,347,042	5,489,872	5,405,319
	3. 他 会 計 補 助 金	9,791,497	8,068,035	7,366,713	7,297,534
	4. 他 会 計 負 担 金				
	5. 他 会 計 借 入 金				
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金				
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0
計 (A)	18,244,993	14,415,077	12,856,585	12,702,853	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
純計 (A)-(B) (C)	18,244,993	14,415,077	12,856,585	12,702,853	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	2,875,000	2,875,000	2,875,000	2,875,000
	うち職員給与費	256,247	256,247	256,247	256,247
	2. 企 業 債 償 還 金	15,369,993	11,540,077	9,981,585	9,827,853
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金				
	5. そ の 他	0	0	0	0
計 (D)	18,244,993	14,415,077	12,856,585	12,702,853	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	0	0	0	0	
不足する額 (D)-(C) (E)	0	0	0	0	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	233,545,109	262,267,041	290,687,163	318,443,514
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	△ 203,371,654	△ 233,178,205	△ 263,422,928	△ 293,920,123
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0
計 (F)	30,173,455	29,088,836	27,264,235	24,523,391	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 30,173,455	△ 29,088,836	△ 27,264,235	△ 24,523,391	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)					
企 業 債 残 高 (H)	167,188,714	155,648,637	145,667,052	135,839,199	

○他会計繰入金

(単位:円)

区 分		年 度			
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分		798,315	733,126	673,712	627,105
	うち基準内繰入金	798,315	733,126	673,712	627,105
	うち基準外繰入金				
資 本 的 収 支 分		18,244,993	14,415,077	12,856,585	12,702,853
	うち基準内繰入金	8,453,496	6,347,042	5,489,872	5,405,319
	うち基準外繰入金	9,791,497	8,068,035	7,366,713	7,297,534
合 計		19,043,308	15,148,203	13,530,297	13,329,958

原価計算表

給水人口(R4実績)

1,844人

計算期間

自 令和5年4月
至 令和10年3月
(5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円	千円	千円	千円
		36,291		36,291
給 水 装 置 工 事 費		0		0
そ の 他		30,684		30,684
合 計	0	66,975	0	66,975

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
職員給与費				0
基 本 給 付 金				0
そ の 他		8,651		8,651
経 費				
薬品費		251		251
動力費		4,703		4,703
修繕費		1,943		1,943
材料費		0		0
その他		15,096		15,096
支 払 利 息		2,072	8,115	-6,043
減 価 償 却 費		52,513		52,513
そ の 他		2,687		2,687
小 計	0	57,272	8,115	49,157
合 計 (Y)	0	87,916	8,115	79,802

資産維持費(Z)	0
料金対象経費(Y)+(Z)	79,802

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.45

<料金水準についての説明>

- ・本経営戦略では、令和7年度に10%の料金改定を予定しており、料金収入の改善が見込まれる。
- ・上記算定においては、料金対象経費に対する料金収入の割合が約45%となり、約55%の収入不足となる。
- ・料金回収率を改善するためには、大幅な料金改定が必要となり、利用者負担が大きくなるため本計画期間内では10%の改定に留めている。しかし、今後の財政状況や社会情勢に合わせ、計画見直しのタイミングで改めて料金水準について検討する必要がある。
- ・各年度の建設改良費は財政的に投資可能な金額を設定しており、その金額の範囲内で建設改良事業を行う方針である。そのため、建設改良費は将来の物価上昇で変動するものではないため、資産維持費は0円として検討する。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和4年度決算）

北海道 八雲町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	12.37	3,630	

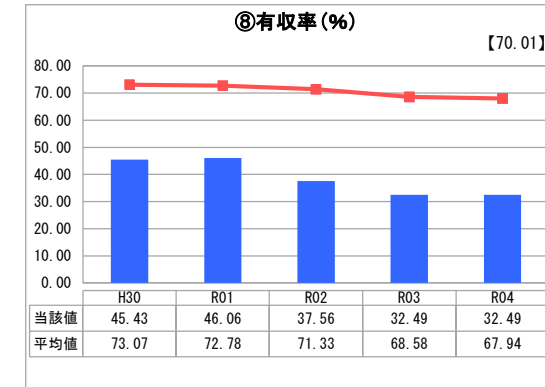
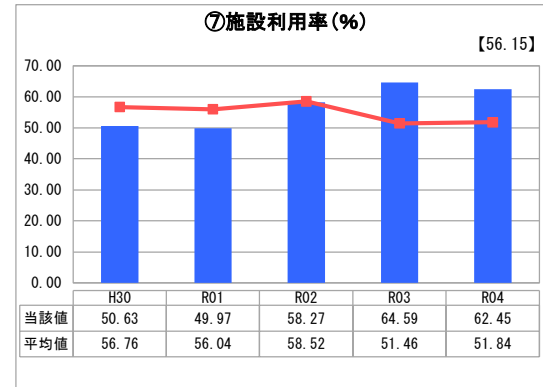
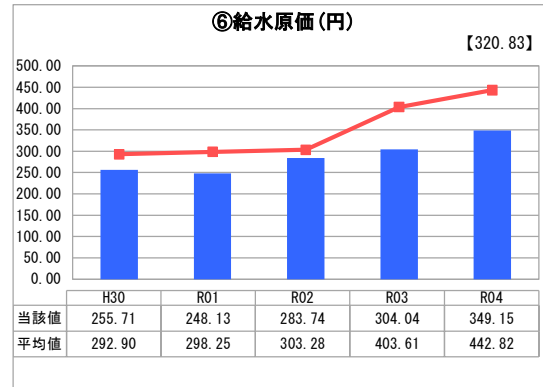
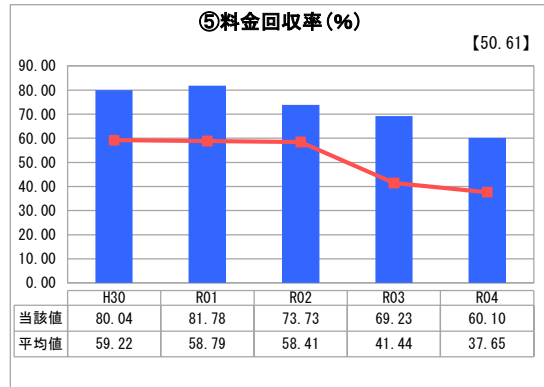
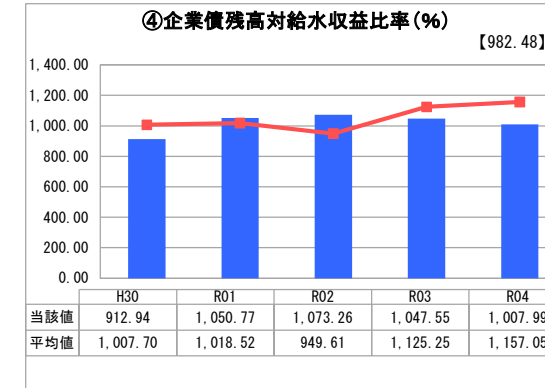
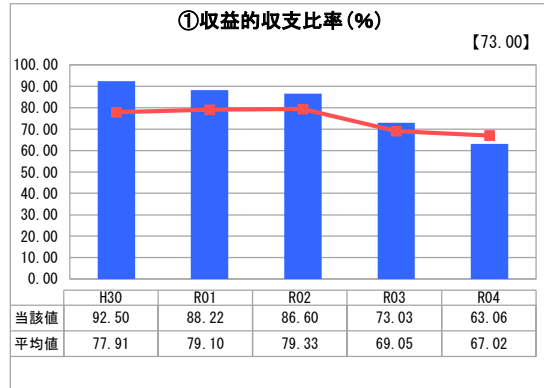
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,050	956.08	15.74
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,844	2.85	647.02

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率：平均値を下回ることとなり、地方債償還金についても今後増える見込みであることと、給水人口減少にによる給水収益が減収が見込まれることから、維持管理費等の費用の縮小に努めるとともに、料金の見直しについても適時行っていく必要がある。

④企業債残高対給水収益比率：浄水場施設の更新、改良等及び、管路更新などの大型事業が終了し、今後は下降する見込みではあるが、給水収益も徐々に減少するため、適正な料金改定が必要である。

⑤料金回収率：未収金対策の強化を進めており、今後も適正な債権管理を進めていくとともに、料金の見直しについても適時行っていく。

⑥給水原価：給水人口及び有収水の減少や地方債償還金の増額に伴い、今後は給水原価が高くなっていくと思われる。維持管理費を見直ししていく必要がある。

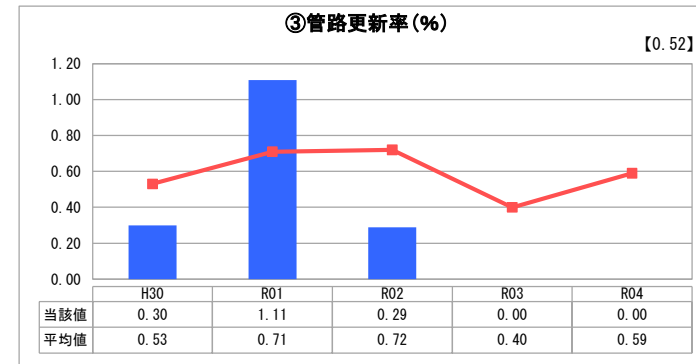
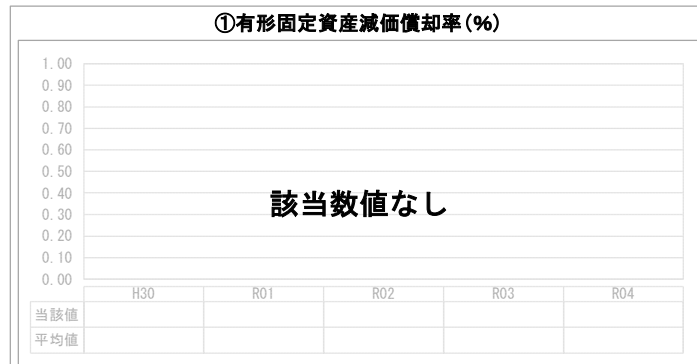
⑦施設利用率：漏水により配水量が増加したため施設利用率が高くなった。今後は漏水を解消し、適切な施設規模になるように検討を行う。

⑧有収率：H29年度から大幅に低下しているが、ほとんどが漏水と考えられる。漏水の可能性のある地区では、漏水調査を実施し、一部修繕工事も完了しているが、今後も計画的に漏水調査等を行い有収率向上に努める。

2. 老朽化の状況について

③管路更新率：耐用年数が経過している管及び、漏水事故の多発している管は、計画的に更新しており、今後も健全性を維持した計画を実施して行きますが、令和3年度からは浄水場施設の弁類等の更新を重点的に実施しております。

2. 老朽化の状況



全体総括

今後、施設の老朽化や給水人口の減少等に対応すべく、更新に係る費用と経営状況、適切な施設規模を把握し、健全・効率的な経営を行いつつ、計画的に施設の更新を進めていく必要がある。

そのため、平成28年3月に策定した八雲町水道事業の基本計画としての位置づけである「八雲町水道事業ビジョン」に基づいた経営に取り組んでいる。

また、長期的に安定した経営をしていくために、令和6年4月からの公営企業会計の適用を進めるとともに、合わせて使用料改定について検討する。